

次期（第5期）旭川市地域福祉計画の策定について

1 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条第1項において、市町村が策定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画と位置付けられているもので、平成29年の法改正で市町村に対して策定の努力義務が定められました。

社会福祉法（抄）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

本市では、平成16年度を始期とする第1期旭川市地域福祉計画を策定した後、3回の改定を経て、今年度は平成31年度を始期とする第4期計画の4年目に当たります。現行の第4期計画が令和5年度で終了することから、令和6年度を始期とする第5期旭川市地域福祉計画を策定します。

2 第5期地域福祉計画について

(1) 趣旨

地域福祉に係る現状並びに国及び本市の動向を踏まえながら、地域福祉に関わる理念を示し、基本的な目標やその実現に向けた施策等を体系化することにより、地域福祉に関する取組を着実に推進するための計画とします。

(2) 個別計画との関連

ア 庁内の個別計画との関連

市町村が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号の規定により、“地域における”各福祉分野の上位計画に当たります。このことから、地域福祉計画については、各福祉分野の個別計画との調和を図り、福祉・保健・医療及び生活関連領域との連携を確保して策定を行います。

イ 地域福祉活動計画との一体的策定について

(ア) 地域福祉活動計画とは

本市においては、旭川市社会福祉協議会が策定しており、住民の主体的な福祉活動を中心した行動計画として位置付けられています。これまでは、市の地域福祉計画と方向性の共有を図りつつ、別々に策定されてきました。

(イ) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定について

令和4年4月1日施行の旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例及び地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインの内容を踏まえ、第5期旭川市地域福祉計画を地域福祉活動計画と一体的な計画として策定することについて、旭

川市社会福祉協議会と調整を進めます。

(3) 計画始期及び計画期間

ア 計画始期 令和6年度

イ 計画期間 6か年（令和6年度から令和11年度まで）

(4) 旭川市社会福祉審議会における調査審議について

策定方針（策定にあたっての基本的考え方）、計画骨子（全体構成、理念、目標、施策体系などの骨組み）・素案（具体的施策や成果指標、評価指標など、骨子に肉付けした完成版）の順に策定作業を進めます。

策定作業の過程において、市の附属機関である旭川市社会福祉審議会にて調査審議を行うことを計画策定の基本プロセスとします。なお、本件に係る令和5年度の調査審議体制は、次のとおりとします。

ア 地域福祉専門分科会の設置について

旭川市社会福祉審議会条例施行規則第2条第2項に基づき「地域福祉専門分科会」を設置し、地域福祉計画に関する調査審議を行います。

なお、地域福祉専門分科会の決議は、これをもって旭川市社会福祉審議会の決議となります（同規則第2条第8項）。

イ 地域福祉専門分科会の組織体制について

旭川市社会福祉審議会条例第4条第2項に基づき、特別の事項を調査審議するための臨時委員を置き、委員長が指名する委員及び臨時委員により組織します（同条例第8条第1項）。

議案第 1 号の補足説明

1 地域福祉計画とは
資料のとおりです。

2 第 5 期地域福祉計画について

(1) 趣旨

計画策定に当たり背景となる、現状並びに国及び本市の動向は次のとおりです。

ア 現状

少子高齢化や人口減少、核家族化に端を発する単身者世帯の増加、不安定就労の増加や現役世代の経済困窮、地域のつながりの希薄化といった社会経済情勢の変化は、福祉ニーズの多様化や複雑化をもたらし、縦割りの制度福祉だけでは解消が難しい課題を世帯単位で抱えたり、公的制度が対象としていない“制度の狭間の問題”や、かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとを一人で抱え込み、解決の糸口さえ見つかからない状況に陥っているケースが見られるようになっていきます。

イ 国の動向

『子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」』の実現を目指し、住民自らが地域課題を“我が事”として捉え、当事者の抱える課題を“丸ごと”受け止めるとともに、住民が受け止めた課題を解決につなげられる包括的な支援体制の整備などを通じて、社会的孤立を防ぎ、社会的排除をすることのない地域づくりを志向した動きが見られます。

ウ 本市の動向

上記の現状や国の動向を踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日付けで新たに「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例（以下「条例」という。）」を施行するとともに、国の重層的支援体制整備事業を活用して「地域まるごと支援員等による包括的支援体制整備事業」を導入し、地域共生社会の実現に向けた具体的な取組を推進しています。

(2) 個別計画との関連

ア 市内の個別計画との関連

地域福祉計画は、“地域における”各福祉分野の上位計画として、主に次の計画と調和を図るとともに連携を確保します。

- (ア) 旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (イ) 旭川市障がい者計画
- (ウ) 旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- (エ) 旭川市子ども・子育てプラン
- (オ) 健康日本 2 1 旭川計画

イ 地域福祉活動計画との一体的策定について

(ア) 地域福祉活動計画とは

旭川市社会福祉協議会が策定している、現行の旭川市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画は、平成31年度から令和5年度までが計画期間となっており、令和5年度末までに次期計画を策定する予定です。

(イ) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定について

標記両計画を一体的な計画として策定することは、次の背景に基づいています。

○ 旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例

旭川市社会福祉協議会は地域共生社会の実現に向けた主たる担い手として、市と連携及び相互協力のもと各種取組を行うことを規定しています。

○ 地域福祉計画の策定に関する国のガイドライン

地域福祉計画と地域福祉活動計画の相互連携が求められており、その手段として両計画を一体的に策定することが示されています。

※ 次期（第5期）地域福祉計画を地域福祉活動計画と一体的な計画として策定することに関する旭川市社会福祉協議会との調整の結果は、令和5年度第1回地域福祉専門分科会において報告する予定です。

(3) 計画始期及び計画期間

関連する個別計画である「旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」が、令和6年度を始期とする計画を次年度に策定すること、また、これらの計画が法で3年ごとの策定が義務付けられていることを踏まえ、見直し時期を統一するため、計画期間を「6か年」とします（令和6年度から令和11年度まで）。

(4) 旭川市社会福祉審議会における調査審議について

資料のとおりです。